

香川国有林の地域別の森林計画書

第一次変更計画

(香川森林計画区)

計画期間 自 平成 28年 4月 1日
 至 平成 38年 3月 31日

[変更年月 平成 28年 12月]

四 国 森 林 管 理 局

目 次

I 計画の大綱	1
1 森林計画区の概況	1
2 前計画の実行結果の概要及びその評価	1
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	2
（1）森林整備及び保全の基本的な考え方	2
（2）林道等及び治山施設の整備	3
（3）流域管理システムの確立に資する事項	3
II 計画事項	4
第1 計画の対象とする森林の区域	4
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	4
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	4
（1）森林の整備及び保全の目標	4
（2）森林の整備及び保全の基本方針	5
（3）計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	7
2 その他必要な事項	8
第3 森林の整備に関する事項	8
1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	8
（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法	8
（2）立木の標準伐期齢	10
（3）その他必要な事項	10
2 造林に関する事項	10
（1）人工造林に関する事項	10
（2）天然更新に関する事項	11
（3）その他必要な事項	12
3 間伐及び保育に関する事項	13
（1）間伐の標準的な方法	13
（2）保育の標準的な方法	13
（3）その他必要な事項	13
4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項	14
（1）公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	14
（2）その他必要な事項	15
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	15
（1）林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	15
（2）効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	16

(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	16
(4) その他必要な事項	16
6 森林施業の合理化に関する事項	16
(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	16
(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	17
(3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針	17
(4) その他必要な事項	17
第4 森林の保全に関する事項	17
1 森林の土地の保全に関する事項	17
(1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	17
(2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	18
(3) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	18
(4) その他必要な事項	18
2 保安施設に関する事項	18
(1) 保安林の整備に関する事項	18
(2) 保安施設地区に関する事項	19
(3) 治山事業に関する事項	19
(4) その他必要な事項	19
3 鳥獣害の防止に関する事項	19
(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	19
(2) その他必要な事項	20
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	20
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	20
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）	20
(3) 林野火災の予防の方針	20
(4) その他必要な事項	20
第5 計画量等	21
1 伐採立木材積	21
2 間伐面積	21
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	21
4 林道の開設及び拡張に関する計画	22
5 保安林整備及び治山事業に関する計画	24
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	24
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	24
(3) 実施すべき治山事業の数量	25
第6 その他必要な事項	26
1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	26

2	その他必要な事項	28
別表 1	公益的機能別施業森林の区域及び施業方法	29
別表 2	鳥獣害防止森林区域	32

I 計画の大綱

国有林の地域別の森林計画は、森林法第7条の2に基づき、森林管理局長が国有林について民有林の地域森林計画に準じて立てる森林計画である。

本森林計画は、香川森林計画区に位置する国有林の計画を、「全国森林計画」に即して、平成28年4月から平成38年3月の10カ年を計画期間として樹立したものである。

1 森林計画区の概況

本計画区は、全国森林計画の重信・肱川広域流域に属し、南は徳島県の吉野川森林計画区に接している。

香川県全域を包括し、その区域面積は 187,653ha、そのうち森林面積は、87,652haである。

人口は、約996千人（平成22年度国勢調査）で、平成17年度調査時点と比較すると約17千人減少している。

本計画区の国有林は、主に南部の讃岐山脈、前山山系にまとまった団地が分布する他、笠ヶ峰、兼割、滝山、東飯山（讃岐富士）等の小団地が分布しており、その総面積は 7,728haで、人工林が 5,052ha、天然林が 2,436ha、無立木地等が 240haとなっている。

人工林面積を樹種別にみると、スギ6%、ヒノキ59%、マツ類15%、その他20%となっている。

人工林の齢級配置は、8 齢級以上が全体の85%を占めており、地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策や森林資源の循環利用の推進等の観点から、適切な間伐を行いつつ、小面積皆伐や複層伐などの主伐及びその後の再造林による齢級の平準化に向けた取組が必要となっている。

このほか、国有林の大部分を保安林に指定するとともに、瀬戸内海国立公園に指定されている屋島を始め、景観に優れた森林については、風景林等レクリエーションの森に指定するなど、国土保全、水源の涵養、自然環境の維持及び形成、国民の保健及び休養の場の提供等、公益的機能の発揮にも努めている。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

伐採立木材積については、主伐は分収林の契約延長等により一部伐採を見合わせたこと、また、間伐は主に搬出間伐を実施しているが、路網等の整備状況や林分状況により一部伐採を見合わせたことなどから計画量を下回った。

造林面積については、主伐の実行減に伴い期間内に植栽を行う箇所が少なかったことから、計画量を下回った。

林道等の開設又は拡張に関しては、林道の拡張について優先的に取り組み、伐採や造林等の事業実施を踏まえ、より優先度の高いものから実行した。

治山事業については、緊急度の高い箇所から実行した。

項 目	計 画	実 行	実行歩合 (%)
伐採立木材積	151,300m ³	60,418m ³	40
主伐	59,200m ³	6,402m ³	11
間伐	96,100m ³	54,016m ³	57
造林面積	295ha	24.13ha	8
人工造林	196ha	22.48ha	11
天然更新	99ha	1.64ha	2
林道等の開設又は拡張	開設： 10.1km 拡張： 17箇所	開設： 4.9km 拡張： 12箇所	49 71
林道	開設： 10.1km 拡張： 17箇所	開設： 1.8km 拡張： 12箇所	18 71
林業専用道	開設： - km 拡張： - 箇所	開設： 3.1km 拡張： - 箇所	- -
その他	開設： - km 拡張： - 箇所	開設： - km 拡張： - 箇所	- -
治山事業	14箇所	7箇所	50

(注) 1 計画欄は前半5ヶ年に相当する数値である。

2 実行欄は、平成23～26年度の実績と平成27年10月末の実績の計である。

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林の有する多面的な機能の高度発揮に対する社会的要請に応えるため、重視すべき機能に応じた適切な森林の整備及び保全に努めるとともに、民有林と国有林が一体となって流域を単位として森林を整備及び保全する、流域管理システムの確立を目指して、次の事項を推進することとする。

(1) 森林の整備及び保全の基本的な考え方

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並

びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、その状況を的確に把握するための森林資源モニタリングの適切な実施や森林GIS^{*1}の効果的な活用を図ることとする。

具体的には、森林の諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生鳥獣害の被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

(2) 林道等及び治山施設の整備

ア 適切な森林施業を実施するための基盤である林道等については、計画的かつ効率的な整備を図ることとして、林道等開設量、拡張量を計画量として定める。

イ 地域の安全・安心の確保、水源の涵養及び生活環境の保全を図るため、治山施設の着実な整備に努めることとして、治山事業量を計画量として定める。

(3) 流域管理システムの確立に資する事項

民有林、国有林一体となった「流域管理システム」を推進し、これを機能させていくため、森林整備や林業生産性の向上をはじめ、流域林業の活性化に積極的に取り組むこととする。

具体的な取組としては、

ア 林業生産サイド・木材業界、民有林・国有林が一体となり、需給バランスを考慮した計画的持続的な林産物の供給、森林の総合的な利用の促進、森林施業の共同化等地域関連産業の振興及び社会の発展に努める。

イ 林道等の計画に当たっては、民有林林道等との調整を図り、合理的な路線配置等を計画するとともに流域をネットする生活道路としての機能の発揮に留意する。

また、作業道等を作設し、林道等と有機的に組み合わせることによって、林業コストの低減に努める。

ウ 請負事業等の計画的発注を通じ、就労条件の改善への配慮、指導等により事業体の体質強化に努める。

エ 森林施業技術や林業の機械化等について、民有林との連携・交流を図る。

オ 公告縦覧制度を適切に実施するとともに、伐採予定等に関する情報の提供・充実に努める。

*1 森林GIS：GISとはGeographic Information System（地理情報システム）の略。地図や空中写真等の森林の位置や形状に関する図面情報と、林種や林齢等の文字・数値情報を、コンピューター上で総合的に管理、分析、処理するシステム。

Ⅱ 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

市町別面積		単位 面積：ha	
区 分	面 積	管轄森林管理署等	
総 数	7,727.57 (218.91)		
市 町 別	高松市	1,438.43 (44.78)	香川森林管理事務所
	丸亀市	77.90	〃
	坂出市	24.14	〃
	観音寺市	1,186.36	〃
	さぬき市	235.01 (85.20)	〃
	東かがわ市	1,900.12 (4.40)	〃
	小豆島町	58.15 (58.15)	〃
	三木町	105.98	〃
	綾川町	639.22 (26.38)	〃
	まんのう町	2,062.26	〃

(注) 1 国有林の地域別の森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の国有林とする。

2 森林計画図の縦覧場所は、四国森林管理局計画課及び香川森林管理事務所とする。

3 () は、官行造林で内書とする。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の目標を次のとおり定める。

ア 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

オ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

カ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針を次のとおり定める。

ア 水源涵養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺の存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

ダム等の利水施設上流部において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼす恐れがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、立地条件や国民等のニーズに応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

ウ 快適環境形成機能

国民の日常生活に密接なかかわりを持つ里山等であって、騒音や粉じん等

の影響を緩和する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。

エ 保健・レクリエーション機能

観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

オ 文化機能

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

カ 生物多様性保全機能

すべての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランスよく配置されていることを目指すこととする。

とりわけ、原始的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

キ 木材等生産機能

樹木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進する。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点

から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

なお、森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないこと、及び、これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

○計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態

単位 面積：ha 蓄積：m³/ha

区 分		現 況	計画期末
面 積	育成単層林	4,982	4,847
	育成複層林	373	373
	天然生林	2,139	2,139
森林蓄積		173	202

(注) 1 育成単層林、育成複層林及び天然生林において実施される施業の内容については、以下のとおり。

- (1) 育成単層林においては、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為^{*2}により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業（育成単層林施業）。
 - (2) 育成複層林においては、森林を構成する林木を択伐^{*3}等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層^{*4}を構成する森林（施業の関係上一時的に単層林となる森林を含む）として成立させ維持する施業（育成複層林施業）。
 - (3) 天然生林においては、主として天然力を活用することにより成立させ維持する施業（天然生林施業）。この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のための禁伐等を含む。
- 2 現況に対する計画期末の合計面積（育成単層林＋育成複層林＋天然生林）の減は、官行造林地の返地などによるものである。

*2 人為：植栽、更新補助（天然下種更新のための地表かきおこし、刈払等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したもの。

*3 択伐：「択伐」とは、森林内の成熟木を数年から数十年ごとに計画的に繰り返し伐採（抜き伐り）すること。

*4 複数の樹冠層：樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生じるもの。

2 その他必要な事項 特になし

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林施業を実施するに当たっては、第2の1に定める森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項によるほか、次に掲げる基準によることとする。

ア 育成単層林施業

育成単層林施業の実施に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件、車道や集落からの距離等の社会的条件、林業技術体系等からみて、人工造林又はぼう芽更新により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当な森林について、以下の事項に留意して実施することとする。

（ア）主伐に当たっては、自然条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮することとする。

また、林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

（イ）主伐の時期については、多様な木材需要に対応できるよう、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮し、木材等資源の効率的な利用を考慮して多様化、長期化を図ることとし、多様な木材需要に対応した林齢で伐採することとする。

イ 育成複層林施業

育成複層林施業の実施に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件、社会的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意して実施することとする。

（ア）主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととする。

（イ）択伐による場合は、森林の諸機能の維持増進が図られるような適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率、繰り返し期間によることとする。

（ウ）天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、配置等に配慮することとする。

ウ 天然生林施業

天然生林施業の実施に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件、社会

的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上実施することとする。

(ア) 主伐については、イの(ア)によることとする。

(イ) 国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要のある森林については、その目的に応じた適切な施業を行うこととする。

エ 保安林等

保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第10条に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うとともに、森林の諸機能の維持増進が図られる施業方法によることとする。

オ 主伐の時期

皆伐を行う人工林の主伐の時期は、次のとおりとする。

単位 径級：cm、主伐時期：年

地区	樹 種	単 層 林 施 業			主 伐 の時期
		生産目標	仕立方法	期待径級	
全域	ス ギ	一般材	中仕立	22	45
	ヒノキ	一般材	〃	22	50

(注) 期待径級は、胸高直径とした。

カ 伐採に関する留意事項

(ア) 皆伐を行う森林

a 人工造林を行う森林

1 箇所当たりの伐採面積は、制限林のうち保安林及び自然公園第3種特別地域にあっては、おおむね5ha以下（ただし、1伐採箇所の面積の限度が5ha以下で指定されている保安林等にあっては、その制限の範囲。）とし、その他の制限林にあっては、その制限の範囲内とする。

制限林以外にあっては、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能を有する森林にあっては同様とする。

契約に基づく分収林及び官行造林においては、おおむね20ha以下とし、立地条件、公益的機能の要請等を総合的に勘案して定めることとする。

伐採箇所は努めて分散させるとともに、新生林分の保護、公益的機能の確保のため、尾根、斜面中腹等を主体として、必要な箇所に保護樹帯を設置することとし、保護樹帯の効果を適切に発揮させるため、多様な樹種からなるように努める。

なお、新植を予定する林分に、利用径級に達しない有用樹種であって、形質の優れているものが生育している場合は、努めて保残することとする。

る。

更新をしても期待する成長を達成することが困難な箇所、風衝地、岩石地、急傾斜地等については、保残することとする。

b 天然更新を行う森林

伐採跡地において天然更新を行う森林は、有用天然木を主とする森林であって、天然下種による更新が確実な林分とする。

伐区の面積はaに準ずるが、特に確実な更新を確保するため、伐採区域の形状、母樹の保残等について配慮する。また、将来旺盛な成長が期待できる中小径木については、努めて保残し育成する。

伐採を行うに当たっては、天然稚樹の発生状況、種子の結実状況等を勘案し適正な時期を選定する。

(イ) 択伐を行う森林

伐採に当たっては、目的に応じた適正な林相、林齢からなる林型に誘導することを目標とし、伐採率は40%を上限とする。

(2) 立木の標準伐期齢

樹種ごとに平均成長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢、森林の構成、市町村森林整備計画の標準伐期齢を勘案して、本計画においては次のように定める。

地 区	標 準 伐 期 齢					
	ス ギ	ヒ ノ キ	マ ツ	その他針	クヌギ	その他広
計画区全域	35年	40年	30年	40年	10年	15年

(3) その他必要な事項

特になし

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する事項

人工造林は、公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。

ア 人工造林の対象樹種

人工造林における造林すべき樹種は、土壌、地形等の自然条件を把握した上で、適地適木を原則とし、郷土樹種や広葉樹も考慮に入れて、既往の造林実績及び林産物の需要動向を勘案して最も適合した樹種を選定することとし、スギ、ヒノキ及びクヌギ等を主体とする。

イ 人工造林の標準的な方法

人工造林は、森林の適確な更新を図ることを旨として、自然条件、既往の

造林方法等を勘案して、以下により行う。その際、コンテナ苗等の新たな植栽技術の活用や、伐採と造林の一貫作業システムの導入に努める。

(ア) 人工造林の植栽本数

- a 育成単層林のヘクタール当たりの植栽本数は、既往の施業体系を勘案して次を目安とし、地位、地利等の自然条件及び社会的条件、森林整備の目標及び植栽する樹種の特性等を総合的に勘案して決定するが、森林の適確な更新を図ることを前提に、低コスト化・省力化の観点から、可能な限り、低密度な植栽にも取り組むこととする。

なお、保安林等法令により規制されている林分については、当該法令の規制による。

単位：本

樹 種	植栽本数
ス ギ	3,000
ヒノキ	3,000
クヌギ	2,500～3,500

- b 育成複層林のヘクタール当たりの植栽本数は、1,500～3,000本を目安として、上木の状況等現地の実態により調整する。

(イ) その他人工造林の標準的な方法

地ごしらは、気候その他自然条件等を勘案して、全刈り地ごしらは、筋刈り地ごしらは、枝条存置地ごしらは等を適切に行うこととする。

植栽方法は、原則として方形植えにより、2月～4月の間に行うこととする。なお、新たな植栽技術による場合は、この限りではない。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間

公益的機能の維持や早期回復を図るため、人工造林によるものについては、原則として2年以内とする。

(2) 天然更新に関する事項

天然更新は、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新を図ることができる森林において行う。

ア 天然更新の対象樹種

天然更新の対象とする主な樹種は、既往の天然有用樹種を勘案し、スギ、ヒノキ、アカマツ、ケヤキ、ミズメ、シイ、カシ等とするが、適地適木を旨として、自然条件、周辺環境等を勘案して選定する。

イ 天然更新の標準的な方法

天然更新は、森林の適確な更新を図ることを旨として、下層植生、前生樹等を勘案しつつ、以下により行う。

(ア) スギ、ケヤキ等

スギ、ヒノキ、ケヤキ、ミズメ等の天然木については、伐採に当たって、天然更新による成林が確実となるよう、母樹及び中小径木を適切に保残するとともに、稚樹の発生、生育を促す地表処理、刈出し等の天然更新補助

作業を行うこととする。

また、稚樹が少ない場合には、植込み、播種等により更新を図ることとする。

(イ) アカマツ

アカマツは原則として天然更新によることとし、アカマツの生態的適地でかつアカマツが現存し、植生状態等の立地条件から天然更新による成林が可能な箇所を選定し、伐採後、地表処理、刈出し等の天然更新補助作業を行うこととする。

(ウ) シイ、カシ等

シイ、カシ、コナラ等ぼう芽力の旺盛な広葉樹については、除伐等の天然更新補助作業を行うこととする。

(エ) 天然更新の確認調査

更新状況の確認調査は、搬出完了から3年以内に行うこととし、更新完了の目安（「天然林施業における更新完了の取扱い等について」（昭和61年5月7日付け61－49））に達しない林分については、更に3年以内に再調査を行い、2回目の確認調査においても更新完了に至らない林分については、植栽等により確実な更新を図ることとする。

(3) その他必要な事項

多様な森林を造成するため、人工造林を計画した箇所においても、天然更新を積極的に指向することとする。

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐の標準的な方法

人工造林を実施した森林においては以下を基本とし、発揮すべき機能に応じて適切に実施することとする。

樹種	生産目標	間伐の時期（年）		間伐の方法
		初回	2回目	
スギ	一般材 主伐の時期 45年	25 (30)	35 (40)	間伐の方法は点状間伐又は列状間伐とする。 なお、林分の状況により成木摘伐を実施する。
ヒノキ	一般材 主伐の時期 50年	30	40	1回に実施する間伐率は、 Ry^{*5} を0.10～0.25下げることを目安に本数間伐率50%程度までの範囲で選木を行う。 ただし、制限林にあつては指定された施業要件の範囲内とする。

(注) 1 この標準表は、植栽本数を3,000本とした場合の間伐時期の目安を示したものであり、林分状況等に応じて間伐を行うこととする。

2 スギ、ヒノキが混在し、かつ、林分状況等により必要と考えられる場合は、()の時期を目安として間伐を行うことができることとする。

3 列状間伐は、積極的に採用することとする。

(2) 保育の標準的な方法

人工造林を実施した森林においては、次を目安とする。ただし、造林木の確実な育成を図ることを前提に、下刈回数の低減、下刈手法の簡素化等可能な限り省力化を図ることとする。

保育の種類	樹種	実施林齢（年）											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	～	15
下刈	スギ	○	○	○	○	○							
つる切	ヒノキ						○		○				
除伐											○		○

(3) その他必要な事項

特になし

*5 Ry ：収量比数。森林の密度の相対値を示す収量の指標で、ある樹高における最大の材積を1としたときの現実の材積の割合を示したもの。

4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

ア 公益的機能別施業森林の区域

(ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

別表1のとおり定める。

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

a 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

別表1のとおり定める。

b 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

別表1のとおり定める。

c 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

別表1のとおり定める。

イ 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

(ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

良質な水の安定供給を確保する観点から、森林の健全性を確保するための適切な除・間伐とともに、高齢級の森林への誘導や伐期の間隔の拡大(長伐期施業、伐期の延長)、森林の面的広がりやモザイク的配置を考慮した伐採、1箇所あたりの伐採面積の縮小を基本とする森林施業を推進することとする。

立地条件や機能の維持増進のため必要かつ適切と見込まれる場合は、針葉樹単層林の伐期の長期化や天然力等を活用した針広混交林化、人為と天然力とを組み合わせた複層林化(長伐期施業、択伐による複層林施業、複層林施業(択伐によるものを除く))を推進することとする。

(イ) 土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

a 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図りつつ、立地条件や国民等のニーズに応じ、針葉樹単層林の伐期の長期化(長伐期施業)や天然力等を活用した針広混交林化、人為と天然力とを組み合わせた複層林化(択伐による複層林施業、複層林施業(択伐によるものを除く))を図ること

とする。

b 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進するため、立地条件や国民等のニーズに応じ、天然力等を活用した針広混交林化、人為と天然力とを組み合わせた複層林化（択伐による複層林施業、複層林施業（択伐によるものを除く））を図ることとする。

c 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

国民に憩いと学びの場を提供する観点から、森林とのふれあいやボランティア団体等が行う自発的な森林づくり活動の場として利用される森林については、景観の向上に配慮した天然生林施業、郷土樹種を主体とする花木や広葉樹との混交も考慮に入れた複層林施業（択伐による複層林施業、複層林施業（択伐によるものを除く））、人工林の有する美的景観を維持及び林業生産活動のモデルとするための育成単層林施業（長伐期施業）の推進等に努めるほか、森林レクリエーション施設と一体となった快適な森林空間を創出する。

また、自然環境の保全を最も重視すべき森林については、天然力の活用を基本とした天然生林施業を推進することとし、必要に応じて、野生生物の生息地の減少及び分断を防ぐため、広域的な観点から森林の連続性に配慮した回廊状の森林の確保を図ることとする。

（２）その他必要な事項

特になし

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

（１）林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとする。

また、林道等の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、自然条件や社会的条件が良好で将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を進めるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することと

する。

○基幹路網の現状

単位 延長：km

区分	路線数	延長
基幹路網	20	39.7
うち林業専用道	3	3.1

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの考え方は以下のとおり。

単位：m/ha

区 分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地(0° ～15°)	車両系作業システム ^{*6}	100m/ha以上	35m/ha以上
中傾斜地(15° ～30°)	車両系作業システム	75m/ha以上	25m/ha以上
	架線系作業システム ^{*7}	25m/ha以上	
急傾斜地(30° ～35°)	車両系作業システム	60m/ha以上	15m/ha以上
	架線系作業システム	15m/ha以上	
急峻地 (35° ～)	架線系作業システム	5 m/ha以上	5 m/ha以上

(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

該当なし

(4) その他必要な事項

民有林と国有林の林道等を効率よく結ぶ方法等を導入し、県、関係市町と連携及び調整を行うこととする。

6 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

素材生産事業体等の林業事業体は、経営基盤の弱体な小規模零細な事業体が多く、また、林業労働者の減少・高齢化が進んでいる状況にあることから、一

^{*6} 車両系作業システム：林内にワイヤロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

^{*7} 架線系作業システム：林内に架設したワイヤロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する

般林政施策との連携の下に、計画的な事業の発注等により林業事業体の経営の安定化を図るなど育成強化策の一層の充実に努める。

(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

林業経営コストの増嵩、労働災害の防止、林業就労者の減少等の状況に対処するため、生産コストの低減、労働環境の改善等を大幅に促進する林業の機械化が急務となっている。

このため、傾斜等自然条件、路網の整備状況、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、間伐の実施や複層林への誘導に必要な非皆伐施業にも対応した高性能林業機械を核とする作業システムの導入と普及及び定着を目的として、機械の共同利用システム事業の共同化等による事業規模の確保、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できる技術者の養成等総合的な取組を支援する。

(3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

国産材の需要拡大を図っていくためには、民有林、国有林が一体となって、流通・加工コストの低減、産地銘柄化及び安定供給体制の整備を図ることが急務となっている。国有林については、今後、間伐に加え、主伐の増加に伴う収穫量の増大が見込まれることから、樹材種の変化を踏まえつつ、計画的な木材の供給を通じて、これらを支援することとする。

(4) その他必要な事項

特になし

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調和を図ることとする。なお、土地の形質の変更を行う場合は、下記に留意することとする。

ア 土石の切取・盛土等土地の形質の変更に当たっては、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等に留意してその実施地区の選定を行うこととする。

イ 土石の切取・盛土を行う場合には、法勾配の安定を図り、必要に応じて法面保護のための緑化工、土留工等の施設の設置及び水の適切な処理のための排水施設を設けることとする。

ウ その他の土地の形質の変更の場合には、土砂の流出、崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を及ぼすことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設、貯水池等の設置及び環境の保全等のための森林の適正な配置等、適切な措置

を講ずることとする。

(2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 面積：ha

森林の所在		面積	留意すべき事項	備考
市 町	地区（林班）			
高松市	21内～22、25～26、27、 30～37内、38、39内	1,376.48	林地の適切な管理並びに適切な施業の実施により林地の保全を図るほか、土石・樹根の採掘、開墾、その他土地の形質の変更に当たっては十分留意することとする。 なお、保安林については上記に留意するほか、各保安林の指定施業要件に基づいて行うこととする。	本計画書の第6の1に掲げる保安林(潮害防備保安林、保健保安林を除く)及び別表1の2の①に掲げる森林
丸亀市	47	77.90		
坂出市	47	24.14		
観音寺市	69内、75内	21.85		
さぬき市	16、18～19、28	149.81		
東かがわ市	1～15、17、(東)1～2	(4.4) 1,900.12		
三木町	29	105.98		
綾川町	40～45、(綾)1、(川)1	(26.38) 639.22		
まんのう町	45、51～68	2,062.26		

- (注) 1 地区欄には、当該地区の属する林班名を記載する。
 2 留意すべき事項欄には、水源涵養、土砂流出防止等について特に留意すべき事項を記載する。
 3 備考欄には、保安林、施業を特定する必要がある林分等の場合には、その種類を記載する。
 4 地区欄の()は官行造林の契約相手の略称を示す。
 5 面積欄の()は、官行造林で内書とする。

(3) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法

該当なし

(4) その他必要な事項

特になし

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する事項

保安林については、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、流域における森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害

の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保することとする。

(2) 保安施設地区に関する事項

該当なし

(3) 治山事業に関する事項

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点から、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽及び本数調整伐等の保安林の整備並びに溪間工、山腹工等の治山施設の整備を、流域特性等に応じた形で計画的に推進することとする。

その際、土砂流出防備等の機能の十全な発揮を図る観点から、保安林における伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用等に努める。

また、その中で、流域保全の観点からの関係機関が連携した取組や地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じ、山地災害の減災に向け効果的な治山対策を講ずる。その際、コストと品質の両面を重視する取組を進め、コスト縮減に努めるとともに、現地の実情を踏まえ、間伐材等木材の利用促進を図り、必要に応じて、在来種による緑化や治山施設への魚道の設置など生物多様性の保全に努める。

(4) その他必要な事項

保安林の適正な管理を確保するため、地域住民、地方公共団体等の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の調整等及び標識の設置等を適正に行うこととする。

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

ア 区域の設定

鳥獣害防止森林区域については別表2のとおり定める。

イ 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、対象鳥獣であるニホンジカの被害の防止に効果を有すると考えられる方法として、防護柵の設置若しくは維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等の植栽木の保護措置又はわな捕獲（くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをい

う。)、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の捕獲による鳥獣害防止対策を推進する。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努める。

(2) その他必要な事項
特になし

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

レクリエーションの森など特に利用者が多く、山火事等のおそれのある箇所については、森林保護並びに山火事防止を呼び掛ける標識を設置するとともに、巡視を強化し被害の未然防止に努める。

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

松くい虫、スギカミキリ等をはじめとする病虫害の早期発見に努め、早期防除、他の樹種への転換を図る。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

3（1）アにおいて定める鳥獣害防止森林区域外におけるニホンジカによる森林被害についても、必要に応じて、3（1）イに準じた対策を実施する。

(3) 林野火災の予防の方針

林野火災等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進することとする。

(4) その他必要な事項

ア レクリエーションの森等の管理

レクリエーションの森等の管理に当たっては、利用実態に即した施策の実施、利用者への安全確保等に配慮する。

イ 技術の開発及び普及

針広混交林など多様な森林づくり等に対応するため、森林・林業分野の技術開発を推進するとともに、成果の普及・定着に努める。

ウ 森林環境教育等の充実

教育・環境・地域振興等の分野と連携し、森林環境教育の推進を図るとともに、森林環境教育活動の充実のため、普及啓発、情報提供、技術指導等を推進する。

第5 計画量等

1 伐採立木材積

単位 材積：千m³

区分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総計	(22.4) 370.5	(22.4) 359.9	(-) 10.6	(22.4) 173.3	(22.4) 162.7	(-) 10.6	(-) 197.2	(-) 197.2	(-) —
[前半5カ年分]									
	(5.7) 150.9	(5.7) 147.2	(-) 3.7	(5.7) 58.5	(5.7) 54.8	(-) 3.7	(-) 92.4	(-) 92.4	(-) —

(注) () は、官行造林で内書とする。

2 間伐面積

単位 面積：ha

区 分	間 伐
総 数	3,105
前半5カ年分	1,450

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区 分	人 工 造 林	天 然 更 新
総 数	436	276
前半5カ年分	156	114

4 林道の開設及び拡張に関する計画

単位 延長：km, 面積：ha, 材積：千m³

開設 拡張 別	種類	区分	位置 (市町)	路 線 名	延長 及び 箇所数	利用 区域 面積	前半 5カ 年分	対図	備 考
開設	自動車道		東かがわ市	中尾 1 2	0.5 1	266	0.5 1	①	その他
			小計		0.5 1	266	0.5 1		
			綾川町	檜原	0.5 1	296	0.5 1	②	その他
			小計		0.5 1	296	0.5 1		
			まんのう町	浅木原	0.6 1	112	0.6 1	③	その他
			小計		0.6 1	112	0.6 1		
開設計					1.6 3	674			
拡張	(路盤工外)		高松市	鷹山	0.4 1		0.2 1		その他
	大相			0.4 1		0.2 1		その他	
	大相木綿 織線			0.2 1		0.1 1		その他	
	小計			1.0 3		0.5 3			
	(路盤工外)		東かがわ市	中尾 1 2	2.0 1		1.0 1		その他
	(路盤工外)			清水 3	0.4 1		0.2 1		その他
	(路盤工外)			清水	0.4 1		0.2 1		その他
	(路盤工外)			大坂	0.4 1		0.2 1		その他
	(路盤工外)			中尾	0.4 1		0.2 1		その他
	小計			3.6 5		1.8 5			

単位 延長：km, 面積：ha, 材積：千m³

開設 拡張 別	種類	区分	位置 (市町)	路 線 名	延長 及び 箇所数	利用 区域 面積	前半 5カ 年分	対図	備 考
拡張	(路盤工外)		綾川町	檜原	1.0 1		0.5 1		その他
	小計			1.0 1		0.5 1			
	(路盤工外)		三木町	大満地	0.4 1		0.2 1		その他
	小計			0.4 1		0.2 1			
	(路盤工外)		まんのう町	多治川	3.0 1		1.5 1		その他
	(路盤工外)			柞多尾	1.0 1		0.5 1		その他
	(路盤工外)			奈良ノ木	1.0 1		0.5 1		その他
	(路盤工外)			東多治川	0.4 1		0.2 1		その他
	(路盤工外)			柞多尾6 2	1.0 1		0.5 1		その他
	(路盤工外)			浅木原	0.4 1		0.2 1		その他
	(路盤工外)			柞野	0.4 1		0.2 1		その他
	(路盤工外)			三頭	0.4 1		0.2 1		その他
	(路盤工外)			天久保	0.2 1		0.1 1		その他
	(路盤工外)			滝山	0.4 1		0.2 1		その他
	小計			8.2 10		4.1 10			
	拡張計					14.2 20		7.1 20	

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面 積		備 考
		前半5カ年の計画面積	
総数（実面積）	6,305	6,305	
水源涵養のための保安林	5,271	5,271	
災害防備のための保安林	770	770	
保健、風致の保存等のための保安林	1,973	1,973	

(注) 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

② 計画期間内において、保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

該当なし

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

該当なし

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当なし

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位：地区

森林の所在		治山事業施行地区数		主な工種	備考
市 町	区 域		前半5カ 年の計画		
高松市	25、26、30、31、34	4	4	溪間工 本数調整伐	
観音寺市	69、70、71、75、81	3	1	溪間工	
さぬき市	16	1	1	本数調整伐	
東かがわ市	1、2、3、4、5、10、11、 13、14、15	7	6	溪間工・山腹工 本数調整伐	
綾川町	42、43	1	1	溪間工・山腹工 本数調整伐	
まんのう町	56、57、58、60、61、62、 65	5	5	溪間工・山腹工 本数調整伐	
三木町	29	1	1	本数調整伐	
合 計		22	19		

(注) 事業は、林班の一部で実施するものである。

第6 その他必要な事項

1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

単位：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法	
	市 町	区 域		伐 採 方 法	その他
水源かん養 保安林	高松市	30～34	741.32	皆伐とする。 1 伐採箇所の面積は5 ha 以下とする。 ただし、皆伐以外の伐採 種が指定されている場合は 指定施業要件による。	
	観音寺市	75内	18.21		
	さぬき市	16、18内、19、28	138.88		
	東かがわ市	1内～2内、3、4 9～15	1,624.80		
	三木町	29	104.87		
	綾川町	40～45	608.55		
	まんのう町	45、51～59、60内 、54、61～66内、 67～68内	2,033.97		
計			5,270.60		
土砂流出防 備保安林	高松市	25内～26内、27内、 35～37内、 38～39内	542.09	皆伐（択伐）とする。 1 伐採箇所の面積は5 ha 以下とする。 ただし、皆伐以外の伐採 種が指定されている場合は 指定施業要件による。	
	観音寺市	69内、75内	2.81		
	東かがわ市	5内～6内、7、8内、 17	161.37		
	綾川町	(綾)1、(川)1	(26.38) 26.38		
計			(26.36) 732.65		
潮害防備保 安林	高松市	38内～39内	7.90	択伐とする。 ただし、皆伐以外の伐採 種が指定されている場合は 指定施業要件による。	
	東かがわ市	8内	24.64		
計			32.54		
干害防備保 安林	高松市	37内	4.92	皆伐（択伐）とする。 1 伐採箇所の面積は5 ha 以下とする。 ただし、皆伐以外の伐採 種が指定されている場合は 指定施業要件による。	
	計		4.92		

単位：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法	
	市 町	区 域		伐 採 方 法	その他
魚つき保安林	高松市	21内～22内、38内～39内	58.68	択伐とする。 ただし、択伐以外の伐採種が指定されている場合は指定施業要件による。	
	東かがわ市	5～6内、8内、17内	87.44		
計			146.12		
航行目標保安林	坂出市	47内	0.06	択伐とする。 ただし、択伐以外の伐採種が指定されている場合は指定施業要件による。	
計			0.06		
保健保安林	高松市	21内～22内、25内～26内、27内、30内～31内、35～36内、37内～38内、39	764.17	択伐とする。 ただし、択伐以外の伐採種が指定されている場合は指定施業要件による。	
	丸亀市	47	77.78		
	坂出市	47	24.14		
	東かがわ市	5～6内、8内	183.66		
	綾川町	42内～43内	250.46		
	まんのう町	66内	4.20		
	計		1,304.41		
風致保安林	高松市	25内～26内、27内、36内	420.62	択伐とする。 ただし、択伐以外の伐採種が指定されている場合は指定施業要件による。	
	丸亀市	47	77.78		
	坂出市	47内	24.08		
計			522.48		
国立公園第2種特別地域	高松市	21内～22内、25内～26内、27内、38内～39内	437.67	択伐とする。 ただし、風致に支障がない場合に限り、1伐採箇所の面積を2ha以内の皆伐によることとする。	
	丸亀市	47	77.90		
	坂出市	47	24.14		
	東かがわ市	1内、5、6内、8	206.71		
計			746.42		

単位：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法	
	市 町	区 域		伐 採 方 法	その他
国立公園第 3 種特別地 域	高松市	38内～39内	17.43	皆伐とする。 全般的な風致の維持を考 慮して施業を行うこととす る。 1 伐採箇所の面積は 5 ha	
計			17.43	以内とする。	
県立自然公 園第 1 種特 別地域	高松市	31内	4.10	禁伐とする。	
計			4.10		
県立自然公 園第 2 種特 別地域	高松市	31内	29.57	択伐とする。 ただし、風致に支障がな い場合に限り、1 伐採箇所 の面積を 2 ha以内の皆伐に よることとする。	
計			29.57		
県立自然公 園第 3 種特 別地域	高松市	30内～31内、32内、 34内	146.29	皆伐とする。 風致の維持を考慮して施 業を行うこととする。 1 伐採箇所の面積は 5 ha	
	まんのう町	55内～56内、57内、 61内	119.04		
計			265.33	以内とする。	
史蹟名勝天 然記念物	高松市	25内～26内、27内、 35内～36内、37内	405.37	禁伐とする。	
計			405.37		

(注) 1 林班全域については林班番号を、一部については林班番号の後に内を示す。

2 区域欄の () は、官行造林の契約相手の略称を示す。

3 面積欄の () は、官行造林で内書とする。

2 その他必要な事項

特になし

別表 1 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法

1 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

区 分		森林の区域		面積	施業方法
		国有林野	官行造林		
総 数				(218.91) 7,727.57	
市 町 別 内 訳	高松市	21内～22内、25内～26内、27内、 30～39	(香)1～2	(44.78) 1,438.43	伐期の延長、 長伐期施業、 複層林施業 (択伐)、 複層林施業 (択伐以外)
	丸亀市	47		77.90	
	坂出市	47		24.14	
	観音寺市	69～75、77～81		1,186.36	
	さぬき市	16、18～19、28	(さ)1～2	(85.20) 235.01	
	東かがわ市	1～15、17	(東)1～2	(4.40) 1,900.12	
	小豆島町		(小)1～3	(58.15) 58.15	
	三木町	29		105.98	
	綾川町	40～45	(綾)1、(川)1	(26.38) 639.22	
	まんのう町	45、51～60内、61内～66内、67、 68内		2,062.26	

(注) 1 林班全域については林班番号を、一部については林班番号の後に内を示す。

2 区域欄の () は、官行造林の契約相手の略称を示す。

3 面積欄の () は、官行造林で内書とする。

2 土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

① 森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全機能の維持増進を図る森林

単位 面積：ha

区 分		森林の区域		面積	施業方法
		国有林野	官行造林		
総 数				(4.40) 2,088.98	
市町 別 内 訳	高松市	21内～22内、25内～26内、27内、 33内、37内～38内、39内		521.01	伐期の延長、 長伐期施業、 複層林施業 (択伐)、 複層林施業 (択伐以外)
	丸亀市	47		77.90	
	坂出市	47内		24.08	
	さぬき市	16、18内、28内		136.04	
	東かがわ市	1内、5～8内、11内～12内、13内～ 14内、15、17	(東)1～2	(4.40) 506.89	
	三木町	29内		67.57	
	綾川町	40内、41、42内～43内、44内、45		578.12	
まんのう町		45内、51～52、53内		177.37	

- (注) 1 林班全域については林班番号を、一部については林班番号の後に内を示す。
2 区域欄の () は、官行造林の契約相手の略称を示す。
3 面積欄の () は、官行造林で内書とする。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林

単位 面積：ha

区 分		森林の区域		面積	施業方法
		国有林野	官行造林		
総 数				775.64	
市町 別 内 訳	高松市	21～22、25～27、35～39		648.96	長伐期施業、 複層林施業 (択伐)、 複層林施業 (択伐以外)
	丸亀市	47		77.90	
	坂出市	47		24.14	
	東かがわ市	8内		24.64	

- (注) 1 林班全域については林班番号を、一部については林班番号の後に内を示す。
2 区域欄の () は、官行造林の契約相手の略称を示す。
3 面積欄の () は、官行造林で内書とする。

③ 保健機能の維持増進を図る森林

単位 面積：ha

区 分		森林の区域		面積	施業方法
		国有林野	官行造林		
総 数				1,475.16	
市 町 別 内 訳	高松市	21～22、25～27、30内、 31～32、35～38内、39		902.77	長伐期施業、 複層林施業 (択伐)、 複層林施業 (択伐以外)
	丸亀市	47		77.90	
	坂出市	47		24.14	
	東かがわ市	1内、5～6、8		212.98	
	綾川町	42内～43内		253.17	
	まんのう町	66内		4.20	

(注) 1 林班全域については林班番号を、一部については林班番号の後に内を示す。

2 区域欄の()は、官行造林の契約相手の略称を示す。

3 面積欄の()は、官行造林で内書とする。

別表2 鳥獣害防止森林区域

単位 面積：ha

区分		対象鳥獣の 種類	森林の区域		面積
			国有林野	官行造林	
総数					(84.53) 5,745.93
市 町 別 内 訳	高松市	ニホンジカ	30～34		744.69
	観音寺市	ニホンジカ	69～75、77～81		1,186.36
	東かがわ市	ニホンジカ	1～4、9～14		1,513.15
	三木町	ニホンジカ	29		105.98
	綾川町	ニホンジカ	40～45	(綾)1、 (川)1	(26.38) 639.22
	まんのう町	ニホンジカ	45、53～58、61～65		1,498.38
	小豆島町	ニホンジカ		(小)1～3	(58.15) 58.15

(注) 1 区域は、林班により表示する。

2 区域欄の()は、官行造林の契約相手の略称を示す。

3 面積欄の()は、官行造林で内書とする。